

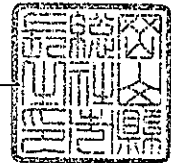


総社市告示第91号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び総社市税条例（平成17年3月22日条例第53号）第18条の2第1項の規定により、地方税法及び総社市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の指定地域に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等に係るもので、その期限が平成30年7月6日以降に到来するものについて、その期限を別途市長が告示で定める期日まで延長する。

平成30年7月19日

総社市長 片岡 聡



記

市名	指定地域
総社市	上原、富原、八代、下原、美袋、日羽、原、影、中尾、下倉、種井、延原、宇山、槁、清音黒田、清音古地、清音上中島、清音柿木、清音軽部、清音三因
倉敷市	真備町全域